

寺院所有の土地の地目を変更するには

例えば、寺院境内地を墓地に地目変更する場合や、宅地を境内地に変更する場合などには、宗教法人法第23条、当該寺院規則第24条、浄土宗規則第34条、宗規第6号第4条により、(1)責任役員議決を経ること。(2)総代の同意を得ること。(3)宗派の代表役員承認を受けること。(4)信者その他の利害関係人に対し公告をすること。の以上4項目が義務づけられています。またこれらは、**その行為の1ヵ月前までにしなければなりません。**

注意事項

- (1) 責任役員会議事録および総代同意書に使用する印鑑は、四種登録で登録されているものです。四種登録に変更がある場合は、まず四種登録を完備してください。
- (2) 地目を墓地に変更するときには、所轄庁の許可を必要としますが、所轄庁によっては、宗派の代表役員承認を先に受けることを義務づけているところもありますので、地目を墓地に変更するときには、所轄庁および宗務庁とよく打ち合わせをしてください。
- (3) 地目を変更する土地が、同時に売買・譲渡により取得した土地の場合、同時に財産取得の承認も受けなければなりません。
- (4) 農地から境内地・墓地などに変更するときには、「農地委員会」の農地転用の許可が必要です。

添付書類

- (1) 地目を変更する土地の登記事項証明書 (2) 責任役員会議事録 (3) 総代同意書
- (4) 寺院と地目を変更する土地の位置関係が分かる公図または地図
- (5) その他関係書類 (保健所の許可写し「農地委員会」の農地転用許可書写しなど)

冥加料

5,000円

様式番号

17

申請書名

寺院財産地目変更承認申請書

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105